

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考														
<p style="text-align: center;">本 則</p> <p><u>3 契約種別</u> <u>契約種別は以下となります。</u> <u>(1) コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニューB</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</u> <u>②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</u> <u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧</u></p>	<p style="text-align: center;">本 則</p> <p>3 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (1) 契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要の場合 子 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1021 1185 1659 1390"> <tbody> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>297円—00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>445円—50 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>594円—00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>891円—00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,188円—00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,485円—00 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,782円—00 銭</td></tr> </tbody> </table>	契約電流 10 アンペア	297円—00 銭	契約電流 15 アンペア	445円—50 銭	契約電流 20 アンペア	594円—00 銭	契約電流 30 アンペア	891円—00 銭	契約電流 40 アンペア	1,188円—00 銭	契約電流 50 アンペア	1,485円—00 銭	契約電流 60 アンペア	1,782円—00 銭	<p>(新設) (削除)</p>
契約電流 10 アンペア	297円—00 銭															
契約電流 15 アンペア	445円—50 銭															
契約電流 20 アンペア	594円—00 銭															
契約電流 30 アンペア	891円—00 銭															
契約電流 40 アンペア	1,188円—00 銭															
契約電流 50 アンペア	1,485円—00 銭															
契約電流 60 アンペア	1,782円—00 銭															

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考														
<p><u>100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（一部地域は 50 ヘルツ）といたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</u></p> <p><u>ハ 契約電流</u></p> <p><u>① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</u></p> <p><u>② 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</u></p> <p><u>(2) コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニューC</u></p> <p><u>イ 適用範囲</u></p> <p><u>電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u></p> <p><u>①契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。</u></p> <p><u>②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、</u></p>	<p>イ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="972 316 1733 507"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>—21円—33銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>—25円—80銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>28円—75銭</td> </tr> </table> <p>(2) 契約容量が6キロボルトアンペア以上である需要の場合</p> <p>ア 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="965 810 1756 858"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>297円00銭</td> </tr> </table> <p>イ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="965 1098 1771 1305"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>—21円—33銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>—25円—80銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>28円—75銭</td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	—21円—33銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	—25円—80銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円—75銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	—21円—33銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	—25円—80銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円—75銭	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p>
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	—21円—33銭															
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	—25円—80銭															
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円—75銭															
契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭															
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	—21円—33銭															
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	—25円—80銭															
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円—75銭															

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
<p><u>契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</u></p> <p><u>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p><u>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツ（一部地域は50ヘルツ）といたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</u></p> <p><u>ハ 契約容量</u></p> <p><u>① 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、託送供給等約款に準じます。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、託送供給等約款によって総容量を定めます。</u></p>		(新設)

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考						
<p><u>ロ コープデリでんき再エネ100%メニューC</u></p>		(新設)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜価格</th> <th>税込価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>125.00 円</td> <td>137.50 円</td> </tr> </tbody> </table>		税抜価格	税込価格	契約容量1キロボルトアンペアにつき	125.00 円	137.50 円		
	税抜価格	税込価格						
契約容量1キロボルトアンペアにつき	125.00 円	137.50 円						
<p><u>(2) 電力量料金</u> 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		(新設)						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜価格</th> <th>税込価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用量1キロワット時につき</td> <td>20.83 円</td> <td>22.91 円</td> </tr> </tbody> </table>		税抜価格	税込価格	使用量1キロワット時につき	20.83 円	22.91 円		
	税抜価格	税込価格						
使用量1キロワット時につき	20.83 円	22.91 円						
<p><u>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定いたします。</p>								
<p><u>(4) 電源調達調整費</u> 電源調達調整費は、別表1（電源調達調整費）(1)によって算定いたします。</p>		(新設)						
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>							
<p>1. <u>本個別約款</u>の実施期日 <u>本個別約款は、2025年2月1日から変更し実施いたします。</u></p>	<p>1. <u>本約款</u>の実施期日 <u>本約款は、2023年10月1日から実施いたします。</u></p>	(変更) (削除)						

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p><u>1 電源調達調整費</u></p> <p><u>(1) 電源調達調整費の算定</u></p> <p><u>電源調達調整費は、次の算定式により算出します。電源調達調整費単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>電源調達調整単価＝①調達費調整単価〔(1月分の電源調達合計金額÷1月分の電源調達量合計)÷(100－損失率)の6カ月加重平均値〕－②基準単価＋③容量拠出金単価＋④手数料単価</u></p> <p><u>①調達費調整単価</u></p> <p><u>イ 当生協が発電事業者、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場、時間前市場及び、再生可能エネルギー電気特定卸供給契約等から調達した1月分の合計金額をその調達量合計で除した、電力1キロワット時当たりの単価を損失率（損失率は当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款で定める供給電圧ごとの値を適用）にて補正し、各月の電源調達合計量をもとに算出した6カ月分加重平均値とします。</u></p>	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ</p> <p>A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>α＝0.0275</p> <p>β＝0.4792</p> <p>γ＝0.4275</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p>

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考																																										
<p><u>ロ 6カ月加重平均の算定期間は次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <tr><td>4月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去7-12月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>5月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去8-1月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>6月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去9-2月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>7月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去10-3月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>8月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去11-4月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>9月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去12-5月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>10月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去1-6月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>11月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去2-7月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>12月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去3-8月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>1月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去4-9月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>2月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去5-10月にて算出した加重平均値</td></tr> <tr><td>3月分電気料金分の単価</td><td>直近の過去6-11月にて算出した加重平均値</td></tr> </table> <p><u>②基準単価</u></p> <p><u>基準単価は次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>税抜価格</td> <td>税込価格</td> </tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>13円 84銭</td> <td>15円 00銭</td> </tr> </table>	4月分電気料金分の単価	直近の過去7-12月にて算出した加重平均値	5月分電気料金分の単価	直近の過去8-1月にて算出した加重平均値	6月分電気料金分の単価	直近の過去9-2月にて算出した加重平均値	7月分電気料金分の単価	直近の過去10-3月にて算出した加重平均値	8月分電気料金分の単価	直近の過去11-4月にて算出した加重平均値	9月分電気料金分の単価	直近の過去12-5月にて算出した加重平均値	10月分電気料金分の単価	直近の過去1-6月にて算出した加重平均値	11月分電気料金分の単価	直近の過去2-7月にて算出した加重平均値	12月分電気料金分の単価	直近の過去3-8月にて算出した加重平均値	1月分電気料金分の単価	直近の過去4-9月にて算出した加重平均値	2月分電気料金分の単価	直近の過去5-10月にて算出した加重平均値	3月分電気料金分の単価	直近の過去6-11月にて算出した加重平均値		税抜価格	税込価格	1キロワット時につき	13円 84銭	15円 00銭	<p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合</p> <table border="1"> <tr> <td>燃料費調整単価</td> <td>$= (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$</td> <td>(2)の基準単価</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> </table> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合</p> <table border="1"> <tr> <td>燃料費調整単価</td> <td>$= (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{円}) \times$</td> <td>(2)の基準単価</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> </table>	燃料費調整単価	$= (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$	(2)の基準単価			1,000	燃料費調整単価	$= (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{円}) \times$	(2)の基準単価			1,000	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p>
4月分電気料金分の単価	直近の過去7-12月にて算出した加重平均値																																											
5月分電気料金分の単価	直近の過去8-1月にて算出した加重平均値																																											
6月分電気料金分の単価	直近の過去9-2月にて算出した加重平均値																																											
7月分電気料金分の単価	直近の過去10-3月にて算出した加重平均値																																											
8月分電気料金分の単価	直近の過去11-4月にて算出した加重平均値																																											
9月分電気料金分の単価	直近の過去12-5月にて算出した加重平均値																																											
10月分電気料金分の単価	直近の過去1-6月にて算出した加重平均値																																											
11月分電気料金分の単価	直近の過去2-7月にて算出した加重平均値																																											
12月分電気料金分の単価	直近の過去3-8月にて算出した加重平均値																																											
1月分電気料金分の単価	直近の過去4-9月にて算出した加重平均値																																											
2月分電気料金分の単価	直近の過去5-10月にて算出した加重平均値																																											
3月分電気料金分の単価	直近の過去6-11月にて算出した加重平均値																																											
	税抜価格	税込価格																																										
1キロワット時につき	13円 84銭	15円 00銭																																										
燃料費調整単価	$= (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$	(2)の基準単価																																										
		1,000																																										
燃料費調整単価	$= (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{円}) \times$	(2)の基準単価																																										
		1,000																																										

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考																																
<p><u>③容量拠出金単価</u></p> <p>電力広域的運営推進機関より通知された容量市場における供給力の確保に係る拠出金の当生協年間負担金額の計画値を、当生協需要家への計画供給量で除した1キロワット時あたりの値といたします。</p> <p>なお、当生協負担金額は年度ごとに変えることから容量拠出金単価は毎年算定いたします。また、当生協年間負担金額の計画値と実績の差、また、計画供給量と実供給量の差に基づく差額については翌々年度の容量拠出金単価にて調整いたします。</p> <p><u>④手数料単価</u></p> <p>手数料単価は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="129 756 889 820"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜価格</th> <th>税込価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>2円 73銭</td> <td>3円 00銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 電源調達調整費単価のお知らせ</u></p> <p>当生協は、当生協が適当と判断した方法により、<u>電源調達調整費単価をお客さまにお知らせいたします。</u></p>		税抜価格	税込価格	1キロワット時につき	2円 73銭	3円 00銭	<p>ハ燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたしません。</p> <table border="1" data-bbox="947 416 1758 1347"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月28日までの期間）</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月28日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p>
	税抜価格	税込価格																																
1キロワット時につき	2円 73銭	3円 00銭																																
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																	
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																	
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																	
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																	
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																	
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																	
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																	
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																	
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月28日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																	

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
<p>3 日割計算</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合、日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、18（料金の算定）(1) ロに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p>	<p>3 日割計算</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合、日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、18（料金の算定）(1) ロに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p> <p>-(2) 電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合、日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	<p>(削除)</p>

電気個別約款（コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー）新旧対照表

(改定後) 新	(改定前) 旧	備考
	<p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ただし、18（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ <p>といたします。</p> <p>（3）(1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>(削除)</p>